

## 特定小型原動機付自転車 (第1種 特定原付)

(申請できる車両) ※以下のすべてを満たすもの

- 1 原動機の定格出力が 0.6 KW 以下であること。
- 2 長さ 1.9 メートル以下、幅 0.6 メートル以下であること。
- 3 最高速度が 20 キロメートル毎時以下であること。

### 申請書類

#### ○共通書類

- 1 軽自動車税（種別割）申告書（報告）書兼標識交付申請書
- 2 パンフレット（定格出力、最高速度、長さ、幅、車体全体がわかるもの）  
※パンフレット等がない場合は、定格出力、最高速度、長さ、幅、がわかる諸元表と車体全体の写真が必要です。
- 3 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

#### ○販売店からの購入の場合

##### 1 販売証明書

※販売証明書には、車名、車台番号、定格出力、最高速度、長さ、幅、特定小型原動機付自転車を販売したとの旨を明記したものを持参してください。

- 2 石づりまたはエフ（※車体に刻まれている車台番号の写真を印刷したものでも可）
- 3 共通書類 1、2、3

#### ○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がある場合）

- 1 原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証  
※特定小型原動機付自転車を廃車したとわかる証明書に限ります。
- 2 共通書類 1、3

#### ○譲渡の場合（原動機付自転車・小型特殊自動車標識返納届出済証がない場合）

- 1 譲渡証明書  
※譲渡証明書には、車名、車台番号、定格出力、最高速度、長さ、幅、特定小型原動機付自転車を譲渡したとの旨を明記したものを持参してください。
- 2 石づり（※車体に刻まれている車台番号の写真を印刷したものでも可）
- 3 共通書類 1、2、3

#### ○特定小型原動機付自転車に該当する車両で原動機付自転車1種として登録している車両（和歌山市の白色もしくはご当地のナンバープレートがついている車両）を特定小型原動機付自転車として登録したい場合

- 1 標識（ナンバープレート）
- 2 標識交付証明書
- 3 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書
- 4 共通書類 1、2、3